

令和元年9月20日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 議案第17号 御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第18号 御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第19号 御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第20号 御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第21号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第22号 御船町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第23号 御船町町民グラウンド管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第24号 御船町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第25号 御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第26号 御船町スポーツセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第27号 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第28号 御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第29号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第14 議案第30号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

- 第15 議案第31号 財産の取得にかかる変更契約の締結について
- 第16 議案第32号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第4号）について
- 第17 議案第33号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第34号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第35号 令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第36号 令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第37号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第22 議案第38号 令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第39号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第24 同意第4号 御船町教育委員会の委員の任命について
- 第25 議員派遣

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 中城 峯 雄 君 | 2番 井 藤 はづき 君 |
| 3番 宮 川 一 幸 君 | 4番 福 本 悟 君 |
| 5番 田 上 英 司 君 | 6番 増 田 安 至 君 |
| 7番 森 田 優 二 君 | 8番 岩 永 宏 介 君 |
| 9番 福 永 啓 君 | 10番 田 上 忍 君 |
| 11番 藤 川 博 和 君 | 12番 清 水 聖 君 |
| 13番 井 本 昭 光 君 | 14番 池 田 浩 二 君 |

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町長	藤木正幸君	副町長	野中眞治君
教育長	本田恵典君	総務課長	藤野浩之君
企画財政課長	坂本幸喜君	税務課長	上村欣也君
町民保険課長	宮崎尚文君	福祉課長	西橋静香君
こども未来課長	田中智徳君	復興課長	島田誠也君
健康づくり支援課長	本田太志君	農業振興課長	井上辰弥君
商工観光課長	作田豊明君	建設課長	野口壮一君
環境保全課長	緒方良成君	会計管理者	上村清美君
学校教育課長	西本和美君	社会教育課長	沖勝久君
監査委員	吉川勲君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分開会

○議長（池田浩二君） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第17号 御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第1、議案第17号、「御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、「御船町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第18号 御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第2、議案第18号、「御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、「御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第19号 御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第19号、「御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、「御船町町民憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第20号 御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第20号、「御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、「御船町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第21号 吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第21号、「吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関

する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 値段設定が安くなっているものもあるようなんですけれども、どのような見直しがされたのか、教えてください。

○商工観光課長（作田豊明君） 基本的には消費税、10月からの消費税アップということで考えておりますけれども、ほとんど安くなっているところはないと思うんですけれども、若干時間の見直しとかをしております。すみません、今回の10月の消費税アップに伴って条例を改正しておりますので、安くなっているところが、ちょっと私は。ちょっともう1回質問をよろしいでしょうか。

○2番（井藤はづき君） マウンテンバイクの貸し出しとかですかね。何か項目が増えていたりとか、何か1,000円が500円になっていたりとか、何かそういったところがあったと思うんですけど、協力隊も入られて、協力隊との打ち合わせの中で値段設定が見直されたのかなと思ったんですけど。そこら辺わかればお願いします。

○商工観光課長（作田豊明君） 基本的に、管理センターが安くなっていますね。管理センターが5,200円が4,000円になっているところが一番安くなっているところですかね。あと、増えているところにつきましては、まず、安くなっているところ、管理センター、今度また補正で出していますけれども、あそこの利用も今後、いろいろな待機児童また避難場所としても利用して、改修もやって、活用していきたいということで、少し時間設定も、丸1日借りるということで、4,000円に下げしております。今利用が全然ないという状況です。ただ、視察関係のミーティング会場とかに、来年度以降、今年も大会に応じてそこを活用していただきたいということで設定しています。

それと、新しい料金設定につきましては、キャンピングエリアを増やしまして、新しくテントを買っております。古くなった常設のテントを、もう使えないんじゃないんですけれども、新しくリニューアルしまして、備品で購入しましたので、その料金設定をして、ニーズに合わせたキャンプを、今後冬キャンプも取り込んでいきたいと思っております。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、「吉無田高原緑の村設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第22号 御船町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第6、議案第22号、「御船町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、「御船町カルチャーセンター条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第23号 御船町町民グラウンド管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第7、議案第23号、「御船町町民グラウンド管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、「御船町町民グラウンド管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第24号 御船町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第8、議案第24号、「御船町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 滝尾小学校のグラウンドの照明料が新たに設定されているようですが、これも消費税の改正の影響なのでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

消費税の改正の影響で今回上げているところです。

○2番（井藤はづき君） もともとは、照明料というのは、滝尾小学校のグラウンドについては設定してありましたか。

○社会教育課長（沖 勝久君） すみません、説明が漏れておりましたが、これまで事務取扱いの中で料金を納付していただいたところです。確認しましたところ、平成以前、昭和の時代から取っていたというところを、当時、今はもう退職された職員に聞いてみたんですが、徴収をしていたというところなんです。条例にも載っていませんでしたので、今回やはり消費税の改正というのがきっかけになったのは事実ですけども、きちっと条例に上げることで、はっきりわかりやすくしていくというところでやっております。またこの

次にも出てきます社会教育センターについても、同様の理由で議案を上げさせていただいたというところがございます。

○2番（井藤はづき君） よくわかりました。参考までにもともの値段も教えていただけますか。

○社会教育課長（沖 勝久君） もとものの料金につきましては、410円で料金をいただいております。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、「御船町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第25号 御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第25号、「御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、「御船町立社会教育センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第26号 御船町スポーツセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第26号、「御船町スポーツセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、「御船町スポーツセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第27号 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第27号、「御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、「御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第28号 御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第28号、「御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、「御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第29号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第13、議案第29号、「御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 今回、会計年度職員の新しい条例が出ていますが、今まで臨時職員、非常勤職員から変わるという形になると思うのですが、今度勤務体系がフルタイムとパートタイムという形でいろいろ、あとフルタイムの場合は諸手当も通勤手当とかいろいろ手当でも出てくると思いますが、もし今の職員を、全員もし雇用された場合、そういった場合、今の予算からすると莫大な金額が上がってくると思うのですが、今後、そういったフルタイムで今まで仕事をする中で、もう時間だから返したとか、そういったのにも手当が出るので、フルタイムで仕事をさせていただくという形で、雇用人数も大分変わってくるかと思うんですが、とりあえず、まずは今の人をそのまま全部雇用したらどのくらいの予算になるのか。

それとあとは、今後、来年度雇用する、町がどのくらいの削減とか、そういったのを考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

9月1日現在であります。非常勤職員87人、臨時職員26人を現在雇用しております。今回、地方自治法、地方公務員法、その改正に伴い、会計年度任用職員ということで制度が新しくなります。その中で、今御質問がありましたけれども、今のままの人数、そのままの雇用という形で来年度以降も雇用するとした場合の試算をやっております。

今度、期末手当等を支給するということになりましたが、それは段階的に支給ということで、初年度は2分の1、2年度、3年度と、3年度で100%補充ということになりますので、年度ごとに出しております。令和2年度、試算としまして、人件費で2,421万1,000円出ます。それと令和3年度が3,642万1,000円、令和4年度、これは期末手当等を100%支給する時期になりますので、4,975万9,000円ということで、試算はしております。

○3番（宮川一幸君） やはりそれだけ予算等が大変かなと思うんですけれども、今度は勤務時間がいろいろ変わってくるとかと思しますので、そういったところを今後計画されて、雇用の人数も検討されるのかなと思っておりますので、そこは町財政に無理がないような形で雇用をお願いしたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） 今、試算を申し上げた分につきましては、パートタイムの職員ということで、フルタイムではなくて、パートタイムで雇用という形で今試算は上げております。今、宮川議員から言われましたとおり、人件費が増加していくということで、今後

はやはり事業費の事務事業の見直しだったり、執行体制の見直し、人員配置の見直しということで、なるだけ財政に負担をかけないような雇用の方法を考えていきたいと思っています。

○9番（福永 啓君） 復旧期から復興期に移り変わるにつれ、若干、前も議会で答弁いただいたとおり、人数は減っていくということはお伺いしておりました。だから、今のは仮にそのまま続いた場合ということですので、まずそのようにはならないと、若干減っていくのではないかなとは思っていますが、今回の改正で、御説明の中でもあったのですが、今回は任用職員の給与というふうにカテゴリーが変わりますよね。前は報酬だったですよ。これが報酬から給与に変わることで、例えば同じ金額だとしても、そうやって頑張っただけ減らしたとしても、数値、例えば経常収支比率、これの反映されるカテゴリーが変わってくると思うんです。そうすると、どのような変化を予想されていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これまで非常勤職員、臨時職員につきましては、報酬または賃金という形で支払っておりました。今回、制度が変わるとということで、フルタイムの職員につきましては給与という形での支給になります。それと、パートタイムの職員につきましては報酬という形になります。町として考えているのは、パートタイムで考えておりますので、報酬という形です。したいと思っております。

○9番（福永 啓君） じゃあ、給与になったら、そのまま丸々今までの経常収支比率に、報酬は義務的経費として算入されてなかったと思うんです。給与になったら義務的経費に算入されて、そして経常収支比率が上がると思っていたんですが、今回のでは、給与になる部分はない予定なので、これがこの改正において、経常収支比率にかかわることはないとお考えですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今回フルタイムで、もし給与になれば経常収支に反映してきます。ただ、報酬であれば経常収支にはほとんどが反映されないという形になります。

○1番（中城峯雄君） 先ほど藤野課長が非常勤の数とかおっしゃいましたけれども、役場の職員で、正規の職員が何名か、非正規が何名か、非正規にどういった方がいらっしゃるのか、それぞれに教えてください。

○総務課長（藤野浩之君） 平成31年4月現在で申し上げます。正規の職員が178名、再任用職員が4名、任期付職員が26名、非常勤職員が87名、臨時職員が24名となっております。そ

の中で、非常勤職員につきましては、これは各課で雇用しております一般事務の補助、それと給食センターと保育士等に雇用しています。

○1番（中城峯雄君） そうしますと、正規職員が178名、非正規の職員を合計すると幾らになるのかな。これだけ非正規職員が増えておるんですね。これは、各自治体も行政コストの削減ということで、どこの自治体も増えておるんですね。来年の4月1日からの導入に伴って、公務の運営に、先ほど人件費が上がりますということですが、公務にほかにどのような影響を与えますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 公務とは日々の業務に対してということでしょうか。はい。

今、臨時職員、非常勤職員として雇用して、多様化する行政需要に対応するため、仕事をお願いしている部分があります。今でも不足している部分もあるかと思いますが、今後、やはり先ほど申しましたとおり、事務量の事業の見直し、それと適正な人員配置を行っていく必要はあるかと思っています。

○1番（中城峯雄君） 今回、非正規職員の身分保障ですよね、これは。こういったことが確立をされますので、これに伴って、基本は住民サービスの向上ですから、こういったことに怠りがないようお願いいたします。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、「御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第30号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（池田浩二君） 日程第14、議案第30号、「上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、「上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第31号 財産の取得にかかる変更契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第15、議案第31号、「財産の取得にかかる変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 今回見込んでいた物価上昇があんまりなかったということで減額になっていますが、これで坪単価あたりは幾らだったのですか。

○復興課長（島田誠也君） 当初の契約時点でも20%を見込まないところで坪単価を出してあったと思うのですが、101万2,000円が103万9,000円になっております。

○10番（田上 忍君） 今回減額ということだったので、今の答弁だと増えていましたよね。

○復興課長（島田誠也君） 今回、20%上乘せしていた分から、16.7%分を減額している関係で、当初の20%抜きからすると、3.3%分は増額していることになっております。ただ、20%上乘せして契約金額を決めてありましたので、その使わなかった分を減額したということで、坪単価自体は工事費の変更で増の部分もございますので、若干増えているという状況になっております。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、「財産の取得にかかる変更契約の締結について」を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第32号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（池田浩二君） 日程第16、議案第32号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（福本 悟君） まず2点ほど確認をさせていただきます。

歳出予算説明書の30ページの一番上のところですが、今回、9月の補正予算、新規事業と申しますが、ちょっと長い文章をですね。御船町地域連携保全活動計画策定ということで、この報酬から、次のページに幾つか上がっておりますが、まず、この概要について説明を求めます。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

御船町地域連携保全活動計画についてですが、これは里地里山の保全の活動計画というものです。具体的には、生物の多様性を保全するための活動として農林業や身近な緑地等の保全、再生、創出、希少な動植物の保護、生態系や農林業に被害を及ぼす外来種の防除、自然環境に関する調査、自然のふれあい活動、環境教育等の活動について、地域を定め、区域です、そして計画目標、活動の実施の主体、どこがするか、実施の場所、実施の時期、実施の方法等を具体的に計画するものであります。

○4番（福本 悟君） 詳しい説明をありがとうございました。

あと2点ほどです。今回、新規で上がってきておりますが、今回9月ということで、これは何か法律といいますか、それに基づいた事業になっておりますでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この法律につきましては、先ほど言いましたように、生物多様性地域連携保全促進法と

いうものに基づいて行うものです。

○4番（福本 悟君） では、次の質問です。50ページになります。土木費の中の都市計画費ですけれども、今回、11、事業費の中にセットバック関係の予算が計上されております。なかなか私も、この舗装に関してはあんまり深く理解しておりませんので、このセットバックの舗装について、現状といたしますか、いろいろなセットバックをして、そのままであったり、または分筆をしたとかありますので、その舗装についての、まずは現状について説明を求めます。

○建設課長（野口壮一君） 今回の補正で、セットバック部分の舗装費を出していただいているわけなのですが、現状としては、まず、今回出している分が、熊本地震により家を再建される際に、家の塀あたりを造り直されているものがありまして、建築基準法では、都市計画区域内でのそういう建築をする際には、塀もこの建築の一部ということになります。

建築基準法の42条の2項という、2項道路ということで通常言われておりますが、建築主事で2項道路と認めた場合には、既存の道路の中心から2メートルを引いて塀を造りなさいという規定になっております。その分、2メートル引いた部分で、本来建て主の方がその分筆をされれば、所有権移転で町の道路として登記をしていくわけなのですが、そこまで分筆登記まで、いわゆる分筆料もかかりますので、そのままの所有者の名義のままに公共用の交通の用に提供いたしますよという形になります。

その中心を決めるときに、必ず施主との立ち会いがあります。そのときに、引いた部分で舗装がなされていない部分について、申し出があれば町で舗装をしますという手続で、今回この10カ所というのが、そういう立ち会いのもとに本人から舗装をしてくださいという申し出に基づいたところによる補正ということになります。

舗装業者も1カ所、2カ所という小さい平方メートル数で舗装されるというのがなかなか難しい面もあります。まだ復旧の最中でもありますので、ある程度まとまらないと施工業者も対応ができないということで、今回の補正予算として10カ所分を計上させていただいております。

なお、すみません、本日補足説明ということで、今回のセットバック部分の箇所のリストもお示しをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（福本 悟君） ただ今、課長から説明をいただきました。でき得る限り住民に、その申し入れに伴って舗装ができるという周知を再度していただければと思います。

それとあと1点ですけれども、41ページの商工振興費の19節の中に、今回これも新たな町単独の補助金の事業になるかと思います。今回、9月にこのような新規の補助金ということで、やはりこの震災からの復旧・復興よりもこちらを優先して、単独の補助金ということで、まだ私も理解ができておりませんので、まずこの事業の概要について説明をいただきたいと思います。

○商工観光課長（作田豊明君） 福本議員の質問にお答えします。

小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業補助金ということで、まずもって事業の説明をいたしますので、申し訳ありません。各地の商工会、商工会議所等の地域の小規模業者等と協力しまして、特産品の開発や観光開発及び地元自治体と一体となって取り組む地域の課題解決に資する事業のプロジェクトを支援するものとなっております

今回の、御船町商工会が事業主体となりまして、恐竜をテーマにした特産品の開発や、その情報発信、それと恐竜博物館来館者の回遊を促す観光開発のためのマーケティング調査などを行う事業でございます。これは全国商工会連合会の単年度の事業となっております。

○4番（福本 悟君） では、最後の質問です。ただ今、課長から単年度ということで、これは令和元年度のみのものでいいのでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） はい、今年、元年度の事業となっております

○2番（井藤はづき君） 歳出予算説明書の5ページです。総合戦略推進会議の会議回数増加とありますけれども、増加した理由を教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この総合戦略につきましては、地方版の総合戦略まち・ひと・しごと創生法により、国及び県の総合戦略を勘案しまして策定するよう規定されております。国の方向性が令和元年6月21日に閣議決定され、まち・ひと・しごと創生基本方針2019によって示されたところであります。基本方針の中で、地方においても国の総合戦略を勘案し、地方創生の充実、また強化に向け、切れ目のない取り組みを進めることが求められるとされておまして、本町としましても、7月の課長級で組織します本部会議によって、次期総合戦略を策定する方針を決定しております。

御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議におきまして、総合戦略の検証また策定の方向性を示すことを目的としています。本年度予算では、毎年実施する現行の総合戦

略の検証、これを2回計上しておりました。次期総合戦略を丁寧に審議していただくために、会議を今回2回追加したということになります。

○2番（井藤はづき君） この総合戦略というのは、非常に大事なものになってくると思いますので、町民の皆さんの意見を取り入れながら、しっかり慎重審議されていってください。

あと何点かあります。予算説明書の12ページです。こちらに交付額決定による増額とあるのですけれども、この説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

当事業は、当初予算におきまして、例年の委託金の交付実績また県からの情報を参考に当初予算2万円を計上しておりましたが、県から7月に委託金の交付決定がありました。それを受けまして、8,000円の今回増額補正を計上しているところです。

歳入においても同額の8,000円を今回計上しております。

○2番（井藤はづき君） ありがとうございます。次です、37ページです。こちらに、上益城中央2期地区県営中山間地域総合整備事業というものがありますけれども、この説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

事業の概要につきましては、中山間地域における土地利用型農業の生産向上を図る目的として、平成18年度から上益城中央2期地区中山間地域整備事業に御船町、甲佐町、益城町が協議会を設立しまして圃場整備または農業用水路などの整備に取り組んでおります。

内容としましては、町単独で事業に手を挙げるよりも、広域的に行った方が採択要件にのりやすいということでやっております。この協議会の中におきまして、3町の事業がすべて完了、甲佐町が今農道をやっておられますけれども、それまでの期間において、当該事業で施工した箇所において、被災があった場合には、事業期間中、ただ今まだ事業期間中となっておりますが、他の事業では施工できないということで、こちらは暫定法の適用外ということになっておりますので、こういった被災があった場合には国が55%、県が30%、町が15%。ただ、町の15%を3町で振り分けておりますので、御船町が34%、益城町が24%、甲佐町が42%の負担割合に関する覚書を平成17年10月5日に取り交わしております。

よって、今回の補正に上がっております、これは益城町の集落道が6月の集中豪雨で被災しまして、事業費が2,700万円となっておりますので、そのうちの御船町の負担分34%分の137万7,700円が補正で計上しております。

○2番（井藤はづき君） はい、わかりました。この事業ですけれども、御船町ではどういったことをされているのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、平成18年度から平成26年度まで、本町で事業に着手しております。まず、農業用用水路施設整備、こちらが牧ノ原地区の用水路整備を、平成19年に883メートル、それと古閑迫地区、こちらも用水路、平成18年に事業を行っております。延長が169メートルと、次に圃場整備は水越地区、こちらは田畑、町の圃場整備になりますが、8ヘクタールの圃場整備を行っております。こちらにつきましては、事業が平成18年から平成22年で完了をしております。

次に、農業集落道整備ということで、こちらは座女木地区、延長が475メートル、事業が平成18年から平成21年で完了をいたしております。松ノ生地区が延長が1,135メートル、事業につきましては、平成18年から平成20年で事業を完了しております。

最後になりますが、集落排水施設整備ということで、こちらは間所地区になりますが、排水路、延長が165メートル、こちらは平成18年度で完了いたしております。

○2番（井藤はづき君） よくわかりました。ありがとうございます。

次です。予算説明書の57ページです。戸別受信機設置手数料というのがありますけれども、避難行動要支援者等の申請分、これについて、見込み申請件数というのを余裕を持って設定したということよろしいでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

戸別受信機の申請ということで、今受付を行っております。その中で、避難行動支援要支援者の方からの、またその世帯からの申請が今大変多く出ておりますので、その分の設置費用ということで予算計上しております。それで、実際今受け付けをしているのが118件ということになっておりますが、これは、先ほど言われましたとおり、私どもちょっと余裕を見たところで今回約50戸分を補正予算として計上したところです。

○2番（井藤はづき君） では、あと32件分は余裕をもってあるということで、新たに申請があってもすぐ対応できるということですね。はい、わかりました。

次に行きます。70ページです。各地区ゲートボール、グラウンドゴルフ場等への山砂の補充の費用が上がっていますけれども、これは具体的にどこのことでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

まず、旧田代東部小です。それから水越のグラウンド、それから七滝地区のゲートボール場、古閑原のゲートボール場の4カ所となっております。

○2番（井藤はづき君） よかったです。この間、田代東部小のグラウンドで老人会のグラウンドゴルフ大会があったんですけども、非常に表面がボコボコしていてイノシシも入っていたりとかして、非常に危なかったのも、この経費の中に含まれているのかなと思って確認したところでした。はい、ありがとうございます。

○9番（福永 啓君） まず歳入から、6ページです。少子化対策総合交付金事業という歳入項目があります。一方歳出では、それに関する歳出がわからなかった、見当たらなかったのですが。まず、少子化対策総合交付金事業とはどのような事業か。また歳出はどこに当たっているのか、御説明をお願いいたします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） お答えします。

少子化対策総合交付金事業といいますのは、熊本県が令和元年10月から行う新たな事業になります。結婚から出産及び子育て支援と、切れ目なく取り組む新しい事業でございます。現在、御船町では不妊治療や早産対策に取り組んでいないため、今回から新たに取り組むということになります。

今回の事業内容といたしまして、1つ目に、結婚チャレンジ事業、これは企画財政課でございますけれども、15万円の支出をなさってまして、補助対象が10万円ということで、これは説明書の4ページになります。2番目に一般不妊治療助成事業ということで、1組当たり上限を5万円としまして、10組、事業費を50万円見ておりまして、補助対象が4分の3で37万5,000円となります。

同じく、早産予防の対策事業でございますけれども、こちらは膣分泌細菌検査ということで、事業費を13万2,000円、補助対象が4分の3で9万9,450円、同じく妊婦歯科健診が事業費で10万2,930円を見ております。補助対象としましては、これも同じく4分の3で7万7,198円、それと市町村が行います創意工夫事業ですけれども、ただ今述べました1番から3番の事業費の合計の4分の1ということで、ただこれは限度がございまして、補助対象が上限が20万円ということで、こちらが6ページに記載してあります。

それと、市町村の事務費ですけれども、1番から4番まで申しあげました中で、その中で、事業費の5%プラスの10万円ということで、14万2,582円となります。一般不妊治療助成事業と早産予防対策事業、それと事務費を合わせた金額が69万4,230円ということで、こ

ちらが4ページの69万4,000円ということになります。

それと、支出ですけれども、これは当初予算に組んでおります4目の母子保険事業、こちらの例えば委託費であったり扶助費であったり事務費であったり、そちらに充てるということになります。

○9番（福永 啓君） 不妊治療等の助成が始まるということのように聞こえたんです。少子化対策等ですね。あとは婚活もありましたけど。そうしますと、これまで不妊治療は御船町において、これは全部自費で行われていたということなのではないでしょうか。そして、この制度をもって、今後は不妊治療が、不妊治療って結構金額がかかりますよね。それが公費で行われるようになると理解してよろしいのでしょうか。そしてこれは、制度なんですけど、この制度というのは県下一律できた制度で、これをもって県内どの市町村でもそのような不妊治療を公費で助成する制度ができたと理解してよろしいのですか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 先ほど申しましたとおり、今までは御船町は不妊治療には助成がございませんでしたので、今回10月から新たに取り組むということになります。

先ほど申したとおり、1組当たり上限が5万円ということになります。一般不妊治療になりますので5万円ということになります。県内の45市町村ありますけれども、管内に尋ねてみましたところ、御船町ともう1つの町だけが上益城管内では取り組むということになっております。

○9番（福永 啓君） そういうメニューの事業に率先して取り組んでいただいて、今まで5万円、ちょっと確認なんですけど、5万円というのは、不妊治療って1回では終わらないですよ。2回も3回も4回もしなければならぬ。ところが1回で終わるときもある。そういうときは、この5万円が上限というわけではなくて、何回も受けられるということになるのでしょうか。それとも、何か上限等があったのでしょうか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） お答えします。

県からの公報の内容としまして、夫婦1組につき5万円までが限度ということを示してあります。ですから、普通、一般治療ですと、医療機関にもよりますが、大体1回につき2万円前後の費用がかかるということでございます。

○9番（福永 啓君） 数回分受けられるのが上限ということですね。でも、なかったものにこのような上限を付けていただいて、これは大変評価できる事業ではないかなと思います。

次に、7ページ、歳入です。自動販売機設置と書いてありますが、これはどこにどのよ

うな自動販売機をなぜ設置するのでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

設置場所につきましては恐竜博物館の裏手に設置をしております。今回設置の申し出がありましたのはサントリーから申し出がっております。もう御承知のとおりではありますけれども、サントリーは御船町と嘉島町の間にかかるところに立地されております。地域の企業と認識をしております。その中で申し出がありましたので設置をしているところですが、こちらから、打ち合わせの中で、災害対応についてもお話をさせていただきました。その中で、今回設置してあります自販機につきましては、災害対応にはなっておりません。先方の御都合ではありました。こちらからお願いはしていただんですけども、打ち合わせの中で、災害対応につきましては、有事の際には自販機をフルオープンにして提供するという申し出も受けております。

また、次の入れ替えの機会には、必ず災害対応の自販機を設置するというところで、打ち合わせを行い、その件につきましては、判断した上で、然るべきルートで決裁を行い、許可がおりましたので、設置について先方に許可を行った上で、設置に関する行政財産の使用料というのを計上しているところです。

○9番（福永 啓君） 今置いてあるところがありますよね、裏のほうに。ちょっとわからなかったんですけど、それを撤去して新たなものを入れ替え、どうなるんですか。今置いてあるところがありますよね、裏のほうのあそこの広場のところに。あそこにありますよね、外に。それを入れ替えなのか撤去なのか、撤去して増やすのか。場所がちょっとわからなかったのですが、いかがでしょう。

○社会教育課長（沖 勝久君） 設置につきましては、恐竜博物館の建物に沿った形で今設置してあるかと思います。そちらに置いてあるものでして、それを入れ替えたのかといいますと、今回は新規の設置になりましたので、今申し上げました理由で、設置をしております。

○9番（福永 啓君） ということは、2台増えるということですよ。

○社会教育課長（沖 勝久君） 新規に増えるわけではありませんので、既存のもの、今置いてあるものに対して、行政財産の使用料という形で計上しているところです。

○9番（福永 啓君） 今置いてあるものに対して、この使用料を計上したということですね。新規設置ではないということで、はい、わかりました。今まで、それが行政財産として収

入が上がっていなかったから、これを会計上の適正化を図るために入れたということですか、わかりました。

次、歳出です。4ページ、財政調整基金に積み立てが行われております。これをもって、御船町の財政調整基金は幾らになりましたでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

平成31年度末の財政調整基金の残高が7億4,086万7,000円と。今回、この予算におきまして、2億6,000万円の積み立てを行っています。合わせまして約10億円の積み立てができたこととなります。しかし、令和元年度の当初補正予算におきまして、財政調整基金の取り崩しを約3億5,000万円行っております。今現在の財政調整基金の残高としましては、約6億5,000万円が今の残高という形になります。

○9番（福永 啓君） はい、了解いたしました。

次に、6ページ、地域おこし協力隊、これに関する費用が出て、歳入にも上がっております。先ほどから、人員にかかる話も随分出てまいりました。今回は、地域団体に対して、これは双方とも予算が計上されているようです。これは、地域おこし協力隊は制度として、役場の人手不足を補うためはできません。ただ役場内のいろんなプロジェクトのためには3年間入れることができるわけなのです。しかもこれは、町の負担がほとんどなくて入れられる制度です。やはりこれから3年間というのは、復旧・復興のためにも大変重要な時期になると思いますので、今、地域団体のみとなっておりますところを、プロジェクトに、御船町の中にはいろんなプロジェクトがあるわけです。移住定住もまさにそのとおりです。そのようなものに対して、地域おこし協力隊、これを積極的に活用することが経済的にも優しく、さらに住民サービスの向上にもつながる面が多々あると思いますが、計画等はなさっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

現在、もし役場内で受け入れるならば、やっぱり議員がおっしゃったとおりまちづくり、地域づくりに特化した事業に対して、受け入れることは可能であります。それには必ず民間の団体で、地域の事業にかかわることが想定されます。また、7月25日に開催されました地域おこし協力隊推進会に参加しまして、総務省から説明の中で、町の一般的な事務を地域協力活動と設定している協力隊を受け入れている自治体に対しまして、会計監査院から地域おこし協力隊の制度の趣旨と導入の形態が違うと指摘があったという説明がありま

した。問題となる可能性が高いため、これまでどおり、本年度までは町は一般事務としての受け入れはしない方向で今考えているところであります。ただ、議員が先ほど言われましたように、事業に特化したミッションを与えて、その事業に対する地域おこし協力隊、移住定住、そのあたりに地域おこしを活用することは一応可能であります。これは今後検討していきたいと考えております。

○9番（福永 啓君）　今まではほかの市町村で人手不足を補うために入れておんなはったけんですね、そういうことが出てくるわけですよ。御船町はまだ今から復旧・復興の時期です。本当にプロジェクトはいっぱいあるのです。そういう一般的町の事務事業に属さない移住定住、商工観光なんていっぱいありますよね。特産品から何からですね。そのあたりで、ぜひこれは人件費がかからない、町の負担にならない制度ですので、ぜひ、また言いますよ、検討して入れてくれるようにですね。だって、町にお金はかからないのだから。お願いします。

はい、次。さっき福本議員から若干説明があったのですが、何点かわからなかったのです。この地域連携保全活動ですね、これは多様化の法律に基づいてやるとおっしゃっていましたが、これって、そういう法律があるから、県内全部の市町村等が全部やるようになったと。そういう計画を立てなきゃいけなくなったというような性格の計画なののでしょうか。それとも、何か御船町が独自に取り組むとか、そちらの性格のものなののでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君）　お答えします。

この生物多様性促進法というものは、町で作成するものですから、県内の市町村が一律に作成するというものではありません。あくまでも町が独自にというか、この法律に基づいて策定をするというものです。

○9番（福永 啓君）　県内の策定状況、全国の策定状況はいかがか。それと、いつを目安に計画を策定するのか。県内でもこれは法律があるわけですから、町の判断において策定できるわけですから。一般的に策定されるものなのか、それとも御船町が特にこれに力を入れて策定しようとしているものなのか。また、計画の目安はいつなのかをお答えください。

○環境保全課長（緒方良成君）　お答えします。

まず、県内においては、どこも策定しているところはありません。全国においては、29市町村が策定しているというもので、今回については町が力を入れて策定していくというもので、来年の3月をめどに策定を行いたいと思っております。

○9番（福永 啓君） 県内初、全国でも大変少ない市町村がということなので、ぜひ全国の先例的取り組みとして頑張っていたきたいと思います。

次、42ページ、ブルック除幕式、これは皆さん興味を持っていらっしゃると思います。これについて、いま一度、いつ、どこで、どのような式典を開催予定しているのか、わかりやすく御説明をお願いいたします。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

ブルックにつきましては、この間7月の広報紙でブルックがやってくるということで、御覧になっていると思いますけれども、除幕式につきましては、ふれあい広場に設置ということで、2月から3月にかけて設置を予定しております。除幕式の内容につきましては、ふれあい広場の周辺を使いまして、式典の内容については、現在、調整と検討中です。音楽家のブルックの誘致のストーリーでもある、平成音楽大学の演奏と企画の段階から、音大生に携わりを考えております。平成音大がある御船町ならではの音楽で一風の除幕式を計画してまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君） 了解しました。そして、この商工会費です。今回上がっているのではないかと期待していたんですが、前議会で答弁があった、観光交流センターの相当汚くなっている床です。それと、どこにあるかわからない、正面から見える看板です。設置すると御答弁いただいたのですが、今回のこの補正予算には上がっていませんでした。これは、いつやっていただけるのでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

看板設置等とフロアの清掃関係につきましては、衛生面が一番心配され、苦情も出ておりましたので、当面、年内はクリーニングをしながら、この間特別展の開催前にはやっております。終わったあとにも1回やりまして、フロアの改修も来年度予算の中で計上してまいりたいと思います。

看板につきましても、今正面玄関をメインに、交流センターも通路を造っておりますので、ただ、多方面から侵入できますので、そのわかりやすい案内図と看板を設置できればと考えております。

○9番（福永 啓君） はい、わかりました。45ページ、町道補修に関しては、本当に今日資料をいただきました。ありがとうございました。もうそれで質問はしません。しようと思っていたんですけども。大体場所等はわかりましたので。

あと、水路環境整備、これについて、御説明と場所を、前回の一般質問ともかかわりがあることですので、御説明と場所をお願いいたします。

○建設課長（野口壮一君） 今回の福永議員の一般質問の中でも答えたものでもあります。主にシンボルロードから役場側周辺に向けての水路に対するものになります。8月8日に、御船中央土地改良区との協議をいたしまして、中央土地改良区で協議をしていただく水路分、それから町が管理をしていく水路の部分ということで、8月8日に土地改良区との協議を終えて、町で整備すべきものを決めていったという経緯であります。主に、土水路になっているところあたりのしゅんせつあたりを考えているところです。役場周辺の目抜井手です、それからこの目抜井手からJAのガソリンスタンドの方向に横断をして、今、鶏の唐揚げ屋があるとりまるの横を通して、基盤整備の中に流れている水路を主に今回予定をしているというところです。

○9番（福永 啓君） わかりました。あと2件あります、すみません。続きまして、46ページ、これも一般質問の中であったのですが、西木倉地区住宅開発に伴う雨水基礎調査というのはどのような調査で、どの周辺をして、どのような効果を見込んでいるとか、そのあたりをわかりやすく簡潔に御説明をお願いいたします。

○建設課長（野口壮一君） これも同じく、今の役場周辺の水路になります。この前の一般質問の中でも、水路を少しでも大きくして貯水率を高めたらどうですかというお話もありましたが、まず、対象面積です。どれだけの対象面積から雨水が集まって来るのか、またそれに対する断面あたりを決めていくという基礎的な調査を行うと。これを終えて、そういう土水路の改良あたりに取り組んでいきたいというようなもとの調査になります。

○9番（福永 啓君） 西木倉と書いてあったんですけども辺田見とか、西木倉だけではなくて、この間写真でお示した、この御船町の三角地とか、あの周辺をこれは含むという理解で、全部含むという理解でよろしいのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 調査の対象の範囲としては、含んでいるということでとらえられて結構です。

○9番（福永 啓君） それでは、最後です。57ページ、防災備蓄センターの設計変更があります。これはどのような設計変更を、どのような必要性をもって加えられるのか。これによって、工期等に変更があるのか、お願いいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

防災備蓄センターについては、今建設中であります。建設に伴いまして、通路側、保健センターとの間になりますけれども、そこに防災備蓄センターということで、やはり備蓄品の搬入搬出が必要となってきます。そこで、大型のトレーラー車等がやはり横に入るといふスペースが必要になるということで、保健センターの横の鉄製の螺旋階段がございます。そちらを撤去しまして、それと舗装等をやりまして、大型のトレーラー等が横に出入りできるようなところで変更を考えております。工事につきましては、これから発注ということになりますので、できれば年度内にはすべて完了させていきたいということで考えています。

○10番（田上 忍君） それでは、歳出説明書でお願いします。18ページ、これは町民憩の家の修繕費ということで上がっていますが、前の議会で、この理由として、避難所指定に伴うということになっておりますけれども、避難所指定については、水害のときはだめということで、使えないという基準だったと思いますが、それについては、その後見直し等は行われていますか。

○総務課長（藤野浩之君） 前回の議会等でも御質問がございました。まだ見直し等は行っておりません。次の防災会議、防災計画の中で見直しを図っていきたく思っております。

○10番（田上 忍君） たしか森田議員も言われていました。左岸のほうには避難所がないと。やはりどうしてもここが避難所になってくると思うんです。早目にそういうふう決めていってもらえたらと思います。

防災会議は次はいつあるのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 時期的には毎年6月頃、地域防災計画後策定した時点で会議を開いております。

○10番（田上 忍君） ということは来年ということですか。またもうすぐ台風が、今週また迫ってきていますけれども。来年やるということですね。

○総務課長（藤野浩之君） 防災会議については毎年6月頃やっております。ただ、被害、災害の状況に応じながら、対応はしていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） こういう急ぐ件は早目にやってもらいたいなと思うところです。

では次、44ページ、足水の設計が終わったわけですがけれども、これは山間部で境界線とかは結構大変だったかと思えます。この辺問題なくできたのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回、不動産購入費として計上させていただいているわけなのですが、さきの補正予算で、現地の測量の費用を議決いただいて、今発注して、測量をして、元の杭を今出しているところです。境界等ですね。ですので、それが終わって地権者との立ち会いを今予定をしているところです。

この地権者との用地境界の確定ができ次第、お支払いに入っていきたいということで、今回計上をさせていただいているという状況であります。

○10番（田上 忍君） ですから、その地権者との境界の確定というか、あとちゃんと地権者との連絡とか、そういう問題点はないということで、認識していいですね。

○建設課長（野口壮一君） 今回、対象地権者が38人いらっしゃいます。すべての地権者と連絡をとって密にして、もう事前の連絡は差し上げておりますので、その辺は今のところ何ら問題なく進んでいるという状態です。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。では続いて、52ページですが、ここに中原団地の修繕費とあります。これは昨日、島田課長から報告いただいた老朽化による修繕ということでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

老朽化による修繕という形になります。

○10番（田上 忍君） はい、では続いて、53ページの一番下にあります、仮設住宅解体に伴う原状復帰工事費とありますが、これについて、もうちょっと詳しく説明をお願いします。場所とかをです。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

こちらにつきましては、先日の全員協議会でも解体のほうで御説明しました。下高野仮設団地の解体に伴う原状復旧工事になります。下高野仮設団地は4日からプレハブの撤去は始まっておりまして、県でプレハブの撤去から埋設された配管等を撤去して、砂利等も外して、粗整地の状態までは県で撤去されるということになっております。

その後、当初の賃貸借契約の中では、農地に復旧をしてお返しをするという契約になっております。地権者の方とも協議をしまして、現状ではその農地でお返しをしてほしいということですので、農地に戻す復旧工事というものを町で発注をして、地権者の方と詳細に協議を進めながら工事を進めていくということになっております。

○10番（田上 忍君） はい、詳しい説明ありがとうございました。では続いて、63ページで

す。ここに木倉小学校の保健室の空調設備が故障したからということでありますが、8月上旬ということで、もう少し早ければ、学校の空調設備の中で一緒に工事もできたかと思うんですが、結局最終的にこれは単独で動くようになるのですか。集中管理法に組み込んだのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） はい、単独での整備となります。なお、木倉小学校は集中管理は行っておりません。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。あと、木倉小学校は校長室もかなり古いのが使われています。結構電気代を食うと思うんです。この辺も今後考えていく必要があるかと思っております。

では、最後の質問になります。さっき井藤議員からありました、防災行政無線の戸別受信機の件ですが、ここにいる議員も戸別受信機設置の申請書を出しているかと思います。もう出したのはかなり前だったと思うんです。いつ頃つくのか。それとあと、今申請されている方についてもいつ頃つくのか。それについて、お願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

以前申請をされた方、今受け付けながら、工事も今やっているというところで、今現在296戸が設置を終わっております。あと順次進めているというところで、しばらくお待ちいただければと思います。すみません。

○10番（田上 忍君） はい、じゃあしばらく待っています。早目をお願いしたいと思います。

それからもう1つ確認したいのは、今年の4月で嘱託員、民生委員、メンバーが替わられた方もいるかと思います。古い方のものをもって、それを新しい方に取り付けるというふうに変更になるかと思うのですが、まだやっぱり新しい方についてないという人はいるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、今回の補正の中で、要支援者等という、等ということで表現しておりましたが、その等の中には区長の分も含まれているというところで、新しい区長のところに、今回はまた申請されて付けていくという形になるかと思います。

○10番（田上 忍君） 新しい区長は古い区長のものを、それを移転するはずですけど、別に新しく付けるわけじゃないですね。それで、最低でも区長にはもう既に付いていなければいけないと思うんですよ。いろんなことがあるからですね。その辺についてお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） はい、設置につきましては、前の区長から引き継ぐということになりますのでアンテナ工事とか、そういった工事の設定は行っていく必要があるということで、まだその部分が終わってないところがあるということになっています。

○10番（田上 忍君） 最後になりますけど、じゃあ、それって新しい区長に付いてないのは今何件ありますか。

○総務課長（藤野浩之君） こっちに資料を持ってきておりませんので、それについてはまだわかりません。

○10番（田上 忍君） はい、じゃあ、議決にはどうのこうのはありませんけども、議会内で教えてください。

○総務課長（藤野浩之君） はい、調べて報告いたします。

○3番（宮川一幸君） 2点ほどお伺いしたいと思います。まず、福永議員が言われましたワンピースのブルックの件なのですが、42ページです。これは提案なんですけど、町集客関係で恐竜博物館ばかりいっていますが、ワンピースも結構集客があるのかなという形だと思います。子どもたちにも人気があるし、大人たちにも人気があります。こういったのを、ワンピース等を、提案なのですが、スタンプでも作って、周遊チケットに何かスタンプでも作って観光地に置けば、そちらの方に逆に人が動き、するのかなという形だと思います。著作権等があるかと思いますが、そういったのも今後、商工会の今回事業で小規模事業地域活力活性化、そういった形で検討されて、ワンピースのブルックを見に来られた子どもたちが、そのスタンプをほしいために緑の村に行ったりとか、街なかギャラリーに行ったりとか、また商店街に入れたりとかすれば、町を回遊するんじゃないかなと思いましたので、ちょっと御提案をさせていただきます。

それともう1件、44ページ、建設課なのですが、九州縦貫横断道の町道の拡張分の足水を今回、予算で購入して、用地あるんですが、用地等を拡張した田代地区とか、いっぱいあると思うんですが、そういったところも順次こういった形で購入をされていくのでしょうか。2件、お願いします。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

素晴らしい御意見ありがとうございます。博物館が今はメインだったものですが、今度はブルック、世界でも有名な漫画ということで、私はちょっと見てないんですけども、結構インスタ映えするという期待ができますので、ぜひそういったスタンプラリーあ

たりを、今度は回遊、周遊、町内の周遊、観光地もそうなんですけれども、回っていただきまして、何かそういった物語を作りたいと思うんですけれども、ただブルックにはいろいろな慣習等としての著作権の問題がございますので、しっかり話し合いながら企画をしてまいります。ありがとうございました。

○建設課長（野口壮一君） 宮川議員からの九州横断自動車道の工事用道路の町道拡幅の部分に、今回足水だけの予算を計上させていただいているわけなのですが、残り、玉来地区、津ヶ峰（ツガミネ）地区、釜出地区、あと3地区、今回の工事用道路の、この町道拡幅分についての用地購入の予定があります。国の当初の資産では、国が借地料をお支払いをされております。当時の用地の補償の基準の額、土地の評価額です。そこから毎年6%の損失補償をされてきていると、借地料としてお支払いをしてこられていると。その分を差し引いたところを町が覚書の中では買い取っていきますということで、明記がされております。

その資料の中には、今回の足水を含めて全体で2,230万円の予定がされております。ですので、今後残りの玉来、津ヶ峰（ツガミネ）、釜出については、用地確定については、国でやっていただくという規定になっておりますので、それが済み次第また不動産購入費が計上されていくということになっております。

○1番（中城峯雄君） 歳出の53ページの一番下です。下高野仮設住宅の解体に伴う原状復帰、これについて、先ほど田上議員から質疑がありまして、状況は回答されましたけれども、私に、この地権者は2名の方ですけれども、相談があったんですよ。それで、打ち合わせの段階で、今おっしゃったように、今解体をやっております。その後原状復帰の打ち合わせの段階で、ちょっと行き違いがあったようです。それで、当時の状況は、下高野の仮設団地の場所がなくて非常に困っていたんですよ。それで、場所がいいところだものですから、当時は農地で野菜を作っておられたんですね。それで、私と下高野の区長で、ここを何とかならんかということで相談に行って、頼み込んで造った場所なのですよ。

だから、言いたいのは、事務的に対応せんで、そういった地権者の心も大事にしてくださいということを言いたいわけです。だから、これからコミュニケーション図ってやられますけれども、そういった当時の状況を、やっぱり言いたいこともあるわけですね、地権者の人は。だから、そういったことも、ほかにもあると思いますよ。あのときやっぱり地元だから、私たちが何とかして探さなきゃいかんということでやったわけですよ。だから、

そこら辺を十分酌みながら、事務的にならないようにしてやってください。お願いします。

○復興課長（島田誠也君） 仮設の用地については、地権者の方々の思いというか、地震の際、これが3年間になりますけれども、無償でお貸しいただいて、被災者のために御尽力いただいたということで大変感謝を申し上げます。復旧につきましても、地権者の方と詳細に調整をしながら、地権者の方の意に添うようにお返しをしていきたいと思っております。御提言ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第4号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第33号 令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（池田浩二君） 日程第17、議案第33号、「令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、「令和元年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第34号 令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池田浩二君） 日程第18、議案第34号、「令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、「令和元年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第35号 令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（池田浩二君） 日程第19、議案第35号、「令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、「令和元年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第36号 令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池田浩二君） 日程第20、議案第36号、「令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 説明書の82ページですが、台風被害の状況をもうちょっと詳しく説明をお願いします。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

緑の村管理センター、先ほど条例改正したところなんですけれども、あそこの屋根、もう35年から40年近くなっているところなんですけれども、台風の被害で雨漏りがしている状況です。現在、先ほども言いましたように、あそこでいろいろなミーティングとか、ここは避難場所としても、即座に対応できる場所で、備蓄品も完備されておりますので、それは完備していきたいということで改修をしています。今現在、台風がまた来ておりますので、それにならってはまた被害もあるかと思えますけれども、しっかり直して体制を整えていきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、「令和元年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第37号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（池田浩二君） 日程第21、議案第37号、「令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（田上 忍君） この予算の中に、全体計画の見直しとありますが、この概略というか、その辺あったら説明をお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今回の計画の変更につきましては、インターの東側、今回の企業誘致の部分であります。12月にこの地域の農業振興地域の農用地から除外されます。それに合わせて用途の張り付けも行われますので、下水道についても、農振が入っておけば計画には入れられませんので、除外された後に、早急に計画に変更するというものであります。

○10番（田上 忍君） それと、今回は、コストコ進出のあのあたりだけのことでの全体計画変更ということでいいんですね。ほかは含まれていないんですね。北木倉とか、必要なところがあると思うのですが。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今回につきましては、インターの東側の企業誘致部分のみであります。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、「令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第38号 令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算  
(第1号) について

○議長（池田浩二君） 日程第22、議案第38号、「令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、「令和元年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第39号 令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（池田浩二君） 日程第23、議案第39号、「令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、「令和元年度御船町水道事業会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 同意第4号 御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（池田浩二君） 日程第24、同意第4号、「御船町教育委員会の委員の任命について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号、「御船町教育委員会の委員の任命について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議員派遣について

○議長（池田浩二君） 日程第25、「議員派遣について」を議題とします。

先般の全員協議会でお配りした議員派遣の資料をお手元をお願いします。

地方自治法第100条第13項及び御船町議会会議規則第122条の規定によって、資料のとおり、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、資料のとおり議員を派遣したいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、資料のとおり御船町議会議員を派遣することに決定しました。

○総務課長（藤野浩之君） すみません、先ほど田上忍議員から戸別受信機の件についてお尋ねがありました件で、御回答いたします。

区長、嘱託員ですけれども、今年度は29名の方が交代をされているということになっております。その中で、まだ設置は進んでおりません。今業者と調整中ということで、早急に設置を行うというところに対応していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田浩二君） これで、令和元年度第6回御船町議会定例会9月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和元年度第6回御船町議会定例会9月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員